

岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資要領

制 定 令和 2 年 5 月 1 日

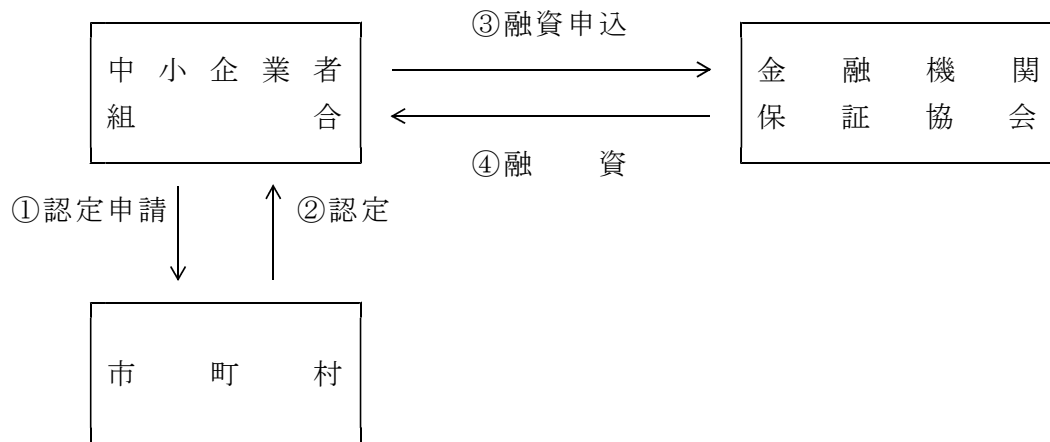
最終改正 令和 4 年 7 月 27 日

(趣旨)

第 1 岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱（令和 2 年岡山県告示第 259 号。以下「要綱」という。）に基づき、融資制度の円滑かつ適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(融資申込の手続き)

第 2 融資申込の手続きは、次のとおりとし、金融機関による手続きの代行も可能とする。



(運用基準)

第 3 資金の運用基準は、次のとおりとする。

- (1) 融資申込金額の単位は、10万円とする。
- (2) 融資を申し込もうとする資金について融資残高がある場合は、融資限度額から融資残高を控除した額まで追加融資申込ができるものとする。
- (3) 県外に設置される設備については、融資の対象としない。
- (4) 運転資金と設備資金は、融資期間又は据置期間が異なる場合を除き、原則として一口で取り扱うこととする。
- (5) 要綱第 7 条第 1 項各号に掲げる条件は、同項第 3 号に掲げる融資期間を限度として、償還が完了するまで適用する。
- (6) 知事が適当と認める場合は、融資条件の変更において、据置期間を延長することができるものとする。

(ソフトウェア業)

第 4 ソフトウェア業のうち、「他人の需要に応じて、プログラムをフロッピーディスク、磁気テープ等有形の媒体に加工した形で、自己の責任で製造するもの」については、「製造業」として取り扱う。

(対象者)

第 5 要綱第 5 条各号に掲げる対象者の判断については、特定中小企業者認定要領（昭和

41年1月20日企庁第53号)、特例中小企業者認定要領(平成29年10月25日中庁第1号)その他の新型コロナウイルス感染症の影響による売上高等の減少に関し、信用保険法第2条第5項第4号若しくは第5号又は同条第6項に該当することについての市町村長の認定の基準に従うこととする。

(書類の省略)

第6 要綱第6条第2号に掲げる要件については、手続きの迅速化を図るため、当該要件の確認に係る書類の提出を省略することができるものとする。

(金融機関又は保証協会の実績報告)

第7 要綱第14条の規定により、金融機関は、別紙様式により、融資及び回収の実績を翌月10日までに保証協会に報告するものとする。

2 保証協会は、前項の規定による報告を受けたときは、内容を確認し、必要に応じて修正した後、遅滞なく知事に報告するものとする。

(適用除外)

第8 要綱に基づく制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱(平成29.10.25中庁第1号)は適用しないものとする。

(期中管理)

第9 据置期間が1年を超える場合は、金融機関は、据置期間中においてモニタリングを行い、6月に1回、保証協会に対してモニタリングの内容を報告するものとする。ただし、令和2年12月31日までの間においては、当該報告を猶予することができる。

2 金融機関がモニタリングの内容を報告しなかった場合において、当該融資について代位弁済の請求を行うときは、金融機関は報告を行わなかった理由を記載した書面を保証協会に提出するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則(令和2年5月26日改正)

この要領は、令和2年5月26日から施行する。

附 則(令和2年10月2日改正)

(施行期日)

1 この要領は、令和2年10月5日から施行する。

(適用)

2 改正後の岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資要領の規定は、この要領の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資について適用する。

(経過措置)

3 令和2年5月1日から同年10月2日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資については、改正後の岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年7月27日改正)

この要領は、令和4年8月1日から施行する。